

1. 見附市立地適正化計画の位置づけ

(1) 見附市の現状

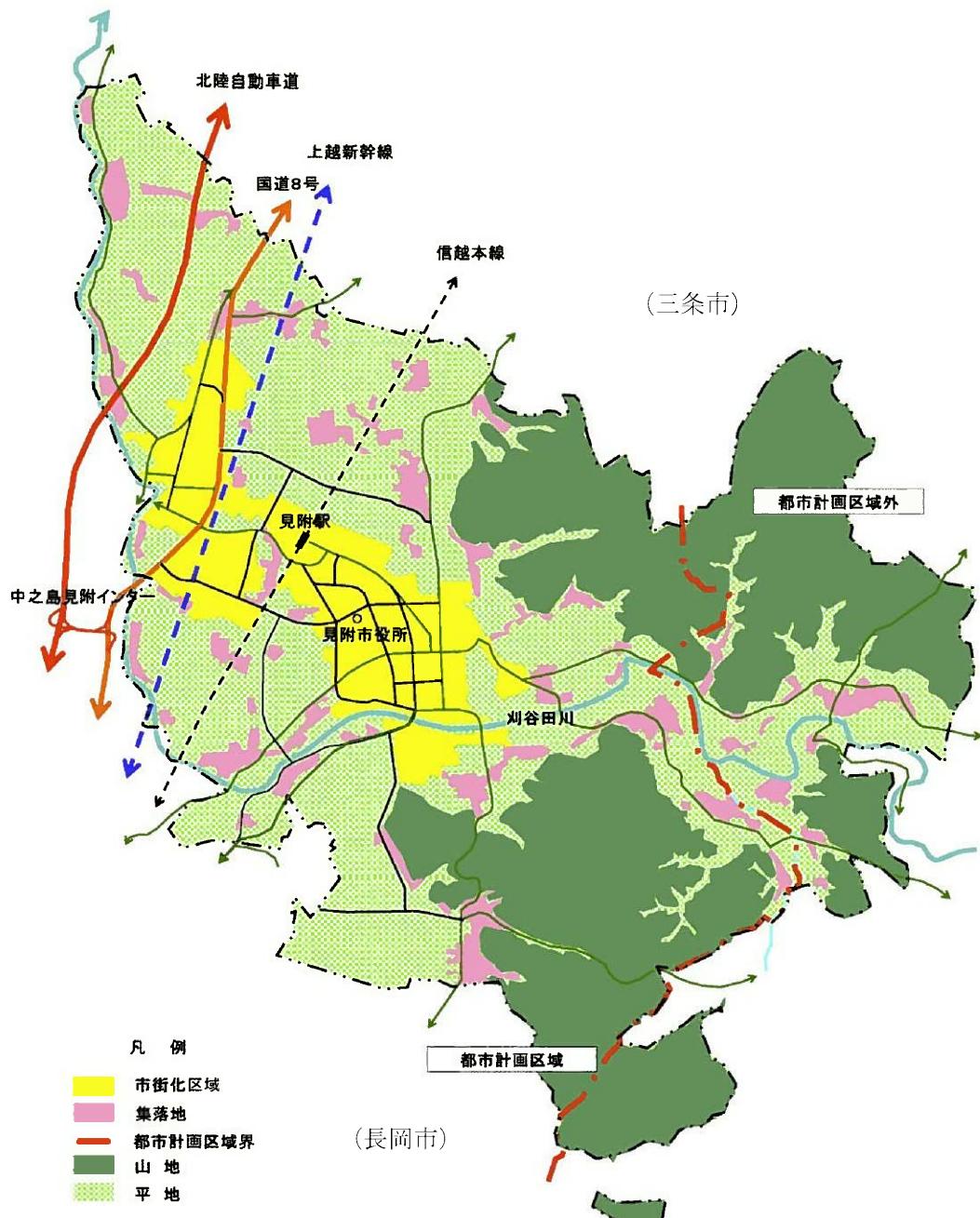
1) 見附市の概況

新潟県のちょうど中央に位置する本市は、東京都心から約 300 キロメートル、新潟市中心部から約 50 キロメートルのところに位置しています。北陸自動車道中之島見附 IC や国道 8 号及び上越新幹線といった高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にあります。

面積は、77.91 平方キロメートル、周囲約 70 キロメートル、東西に 11.5 キロメートル、南北に 14.7 キロメートルの菱形をしており、標高は、海拔最高 300 メートル、海拔最低 10 メートルとなっています。

地勢は、信濃川水系の刈谷田川が市を南北に分けて流れ、豊かな水と清涼な空気に恵まれています。豊かな自然に囲まれて、県内でも有数の田園地帯を形成し、春の芽吹き、夏の深緑、秋の紅葉と黄金色の稲穂、そして冬の銀世界、四季折々の風情を味わうことができます。

また、本市は、肥沃な土地を生かした農業と、繊維産業を基幹産業として発展してきました。繊維の歴史は古く 1800 年頃から始まり、幕末には見附結城が全国的にも知られるようになりました。以後、染色、織物、ニットなどの総合繊維産地として発展してきました。新潟県の中心に位置しているという立地条件や交通の利便性を生かし、近年は安定した経済基盤の構築と、多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造を目指して、県営中部産業団地（見附テクノ・ガーデンシティ）への企業誘致を積極的に進めており、若者が定着できる産業都市としての歩みを固めつつあります。



面積	: 77.91 km ²	都市計画区域	: 6,000ha
広ぼう	: 東西 11.5km 南北 14.7km	市街化区域	: 830ha
周囲	: 71.7km	市街化調整区域	: 5,170ha
海拔最高	: 300m		
人口	: 41,190 人 (平成 29 年 1 月 1 日現在)		
世帯数	: 14,590 世帯 (平成 29 年 1 月 1 日現在)		

図一 見附市の現況都市構造
(出典: 見附市都市計画マスタープラン)

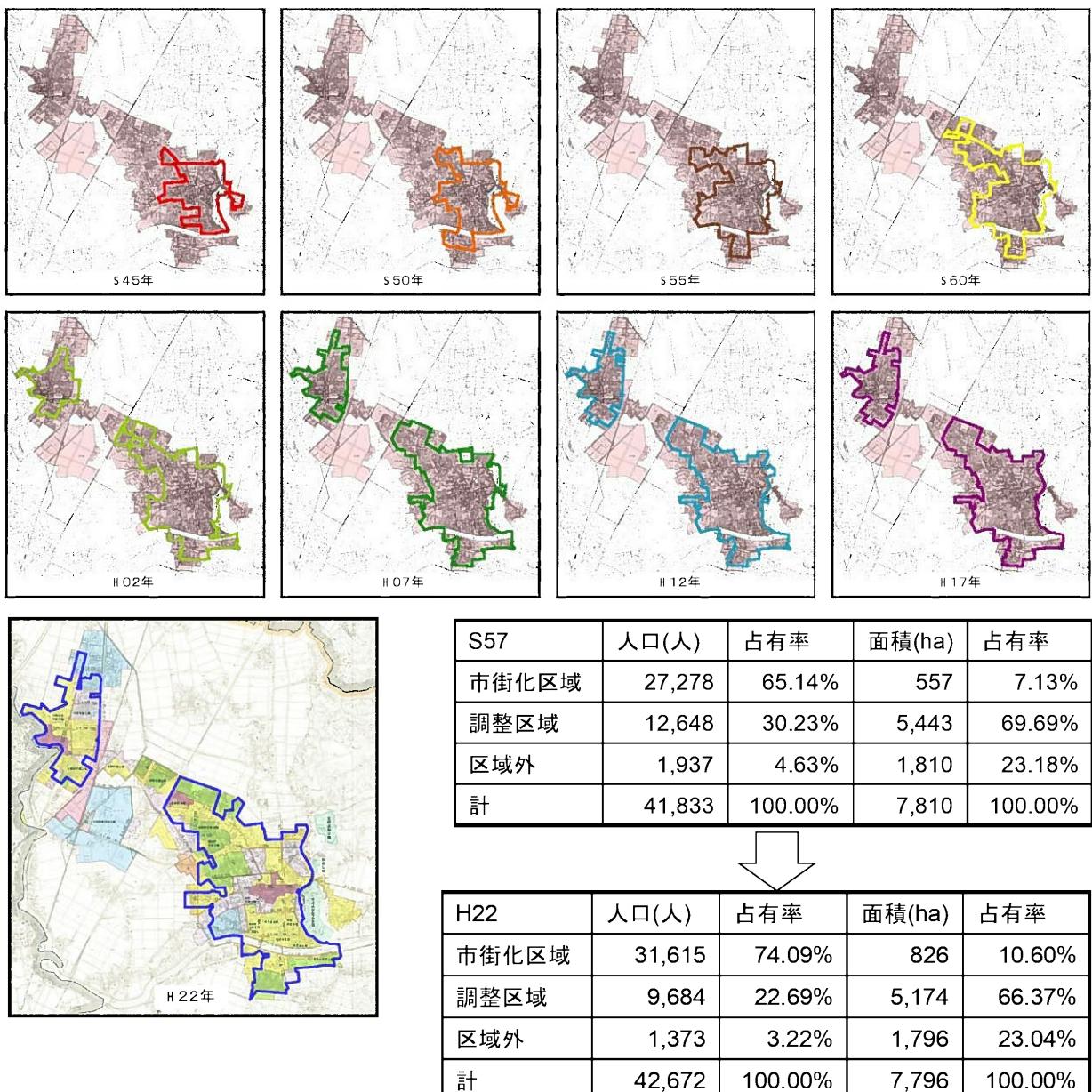
2) 市街地の歴史

本市では、国指定史跡・耳取遺跡が代表するように、約1万数千年前、縄文・弥生の昔から、人々の営みが確認されています。

明治22年の市町村制施行とともに見附町、今町の他、葛巻、庄川、新潟、北谷、上北谷の各村が誕生しました。昭和9年以降町村合併を経て、昭和29年3月に人口32,162人で市制を施行。昭和31年、今町と合併し、本市の市街地は、見附の市街地と今町の市街地の2極となりました。その後高度成長に伴い市街地が拡大し、昭和45年から平成22年にかけて人口集中地区(DID)は約3倍に拡大しました。

JR見附駅周辺もしだいに市街地が形成され、平成28年現在の市街地は概観すると今町地区、JR見附駅周辺、見附地区の3極となっています。市街化区域は830haであり、市域の10.7%を占めています。

【昭和45年～平成22年DIDの変遷】

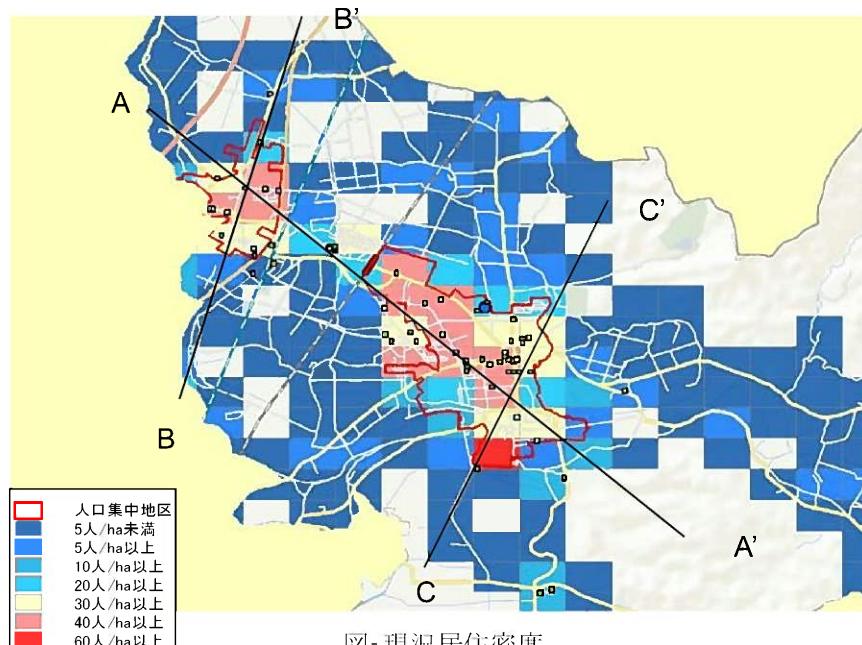


図表-DID地区の変遷（出典：地域活性化モデルケース研究会）

3) 居住密度の現況

平成 22 年の人口集中地区 (D I D) は本町・新町商業地区、市役所周辺行政地区、JR 見附駅周辺地区、及び今町商業地区に二極化しています。

市街化区域の居住者は 31,615 人で市全体の約 74% であり、市街化区域の居住密度は約 38.3 人 /ha となっています。



■ 2010年

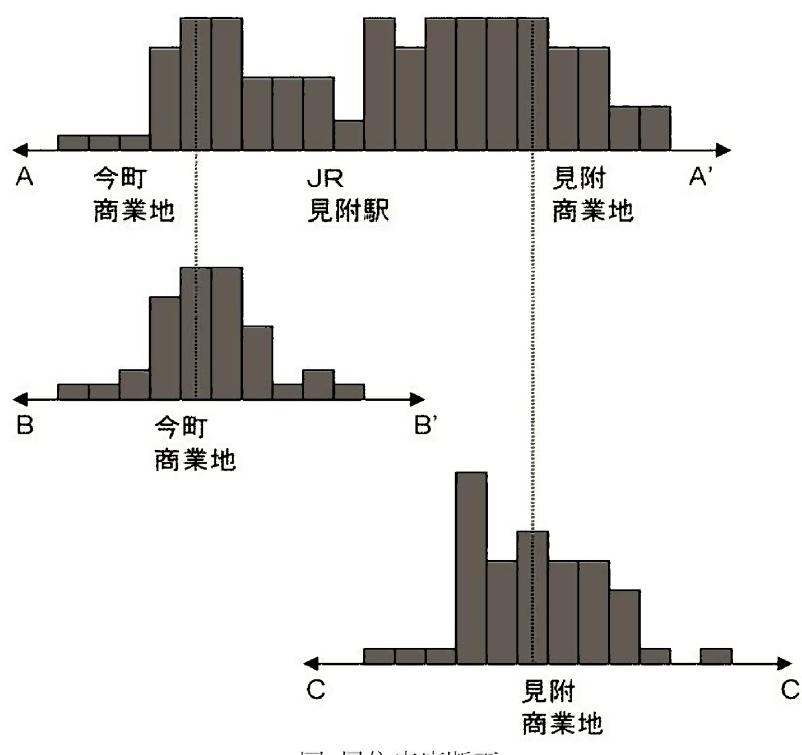


図- 居住密度断面

4) 将来人口と居住密度の予測

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口（2010年）4.2万人が将来人口（2040年）3.1万人に減少（約28%減少）することが予測されています。

一方で、1970年に41,057人であった人口が、2005年に42,668人と総人口は微増であるのに対し、人口集中地区（DID）面積は3倍に拡大しており、現状のまま推移すると現在の市街地密度が大きく低下することが予測されます。

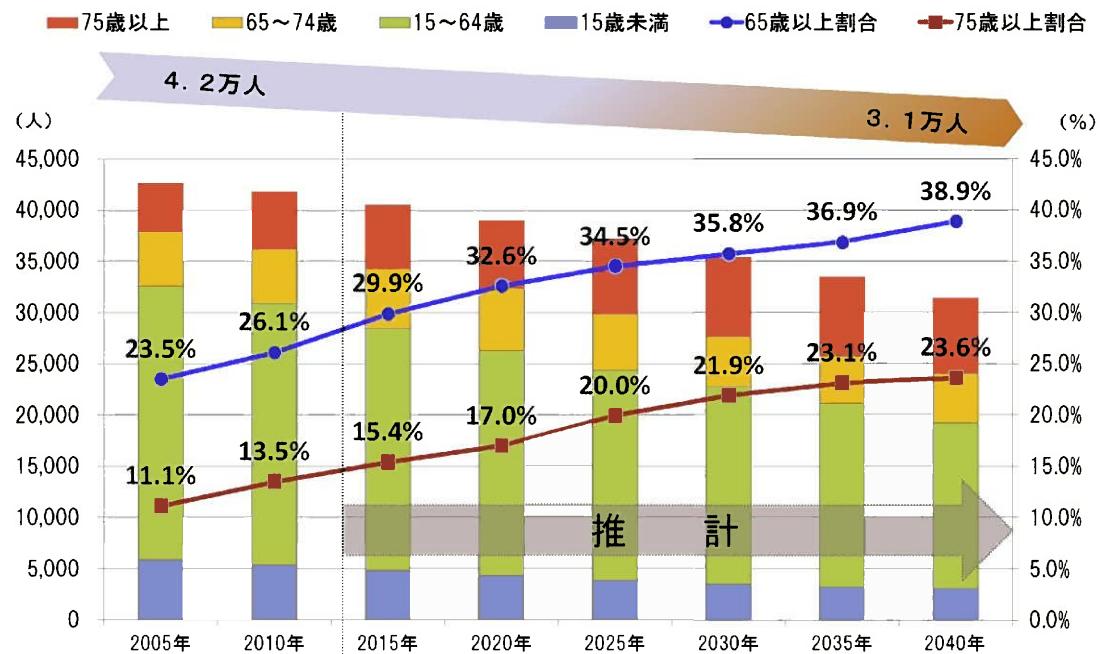


図- 将来人口と高齢化の将来予測
(出典: 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所)

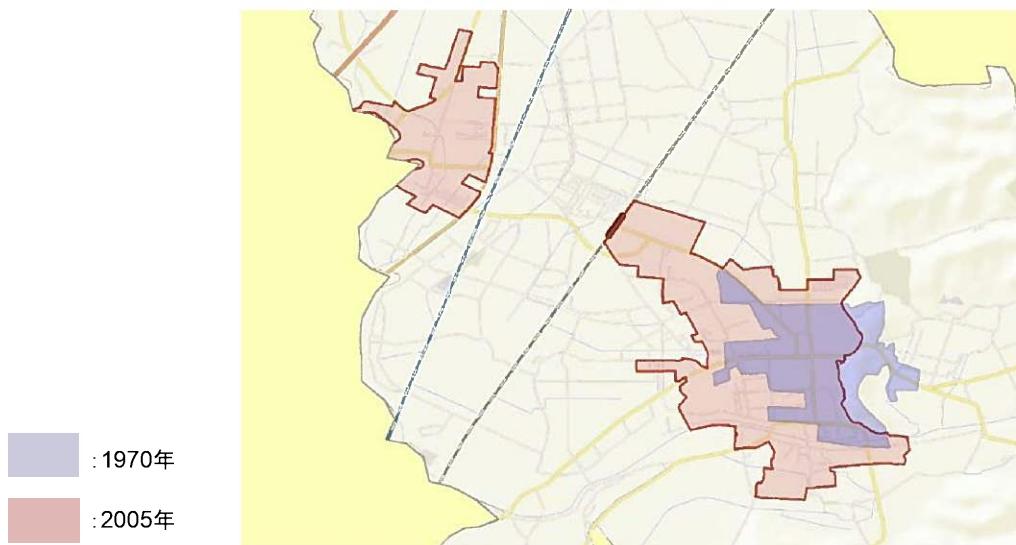
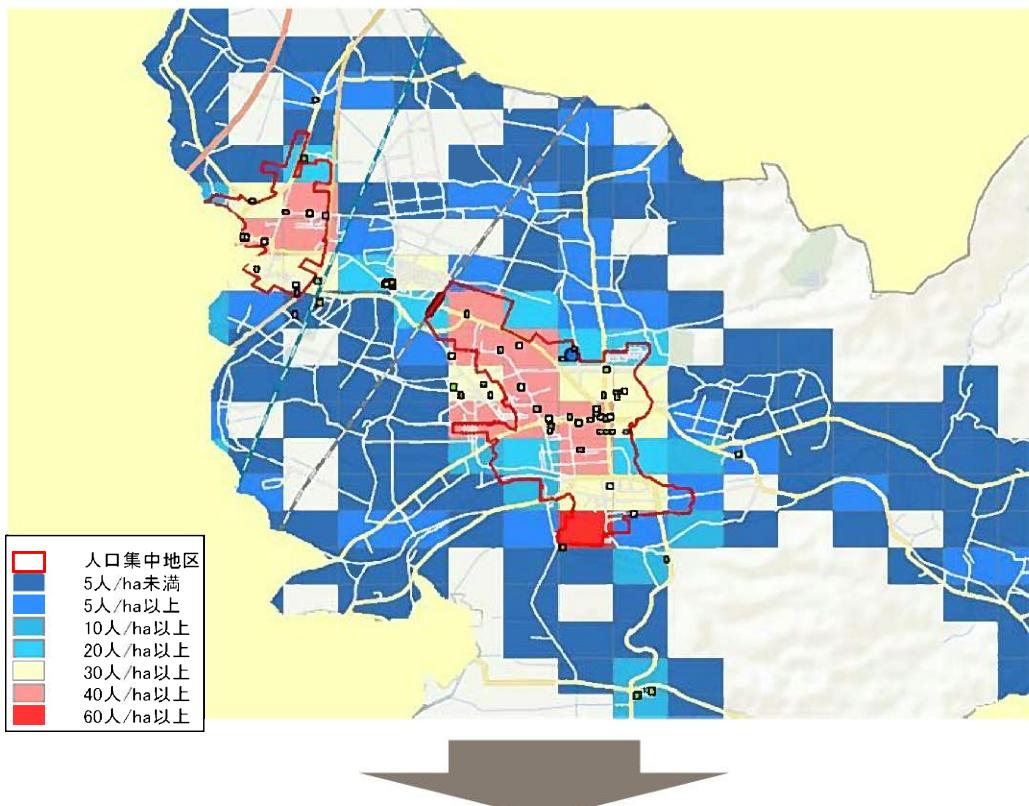
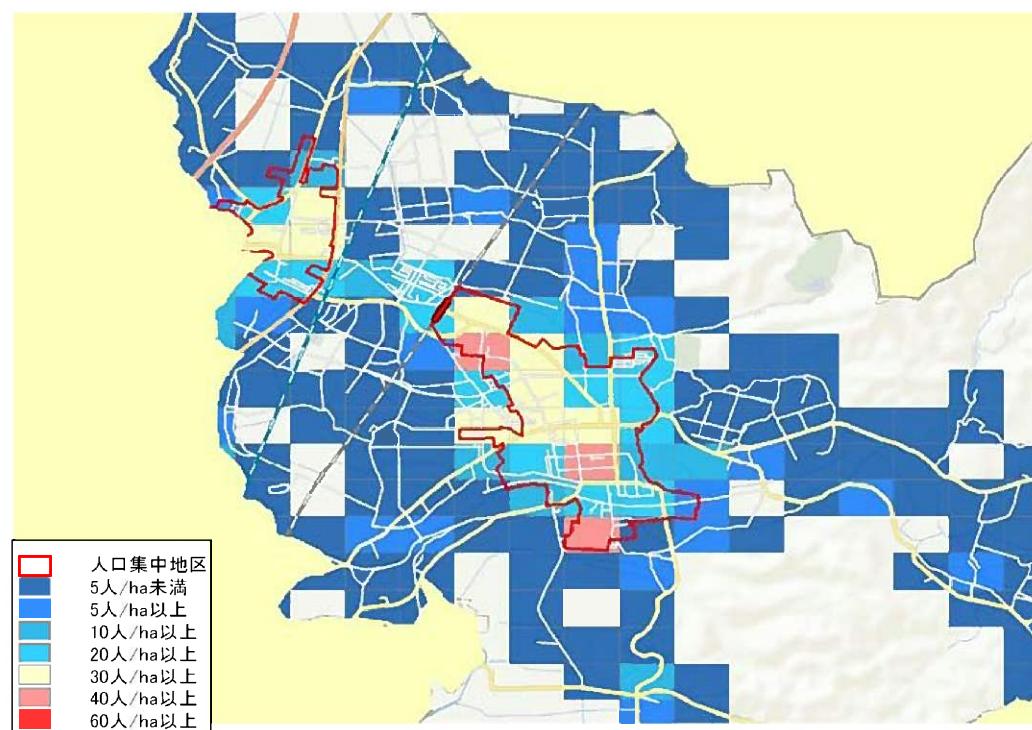


図- DID地区 (1970年, 2005年)
(出典: 地域活性化モデルケース研究会)

【現況（2010年）4.3万人】



【将来（2040年）3.1万人】



図・居住密度変化の予測（2010年→2040年）

(出典：地域活性化モデルケース研究会)

(2) 立地適正化計画の位置づけと目的

1) 見附市のまちづくりの経緯

本市では、平成14年から健康運動教室を開始するなど、以前から健康を施策の中心に据えてまちづくりを進めてきました。

また、平成17年度には、人口減少時代の総合政策（シュリンキングポリシー）を基本とした「50年後のグランドデザイン」を定め、その後の「第4次見附市総合計画」では、コンパクトシティの形成を基本とするなど、全国に先駆けて持続できるまちに向けた政策に取り組んできました。

さらに、平成21年度には、SWC（スマートウェルネスシティ）首長研究会を立ち上げ、歩いて暮らせるまちづくりに取り組むこととし、平成23年度には、スマートウェルネスシティ総合特区の認定を受け、以降、歩くを基本としたまちづくりを進めており、「見附市健幸基本条例」と「見附市歩こう条例」を平成23年度に、「見附市道の構造の技術的基準を定める条例」を平成24年度に制定しました。

平成25年度には、「健幸づくり推進計画」の策定、及び「特定地域再生計画」を策定し、都市再生に向けた具体策の提示を行い、平成26年度には、「地域活性化モデルケース」に選定され、また、その実現に向けた「地域再生計画」を策定しました。

平成28年3月には「第5次見附市総合計画」を策定し、「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向けて取り組みを進めています。

Smart Wellness City（スマートウェルネスシティ）=健幸都市

超高齢・人口減少社会によって生じる様々な社会課題を自治体自ら克服するため、「健幸」をまちづくりの基本に据えた政策で持続可能なまちづくりモデルを確立する。



図-スマートウェルネスシティのイメージ

2) 見附市のまちづくりの課題

前述のとおり、本市では、従来から市民の健康を施策の中心に据えてまちづくりを進めてきましたが、これまでの取り組みでは望ましい運動習慣のある市民の数が伸び悩み、社会保障費の抑制効果は限定的でした。

平成22年度に筑波大学と共同で実施した「健康アルゴリズムに関する研究2011」では、運動習慣のある市民は全体の約35%にとどまり、運動習慣のない市民のうち約7割が運動を実施する意思もないことが判明しました。

また、近年の研究から、自家用車の利用と糖尿病の発症には一定の関連があることも明らかにされており、移動手段を車に依存せざるを得ない地方都市環境が生活習慣病者等の増加に一定の影響を与えていることがわかります。

こうしたことから、過度に自動車依存せず公共交通や自転車、徒歩での移動を基本とした歩いて暮らせるまちづくりへの転換が必要となっています。

運動未実施(64.8%)		運動実施(35.2%)
運動実施意思なし(69.9%)	運動実施意思あり(30.1%)	

(資料)見附市、筑波大学久野研究室「健康アルゴリズムに関する研究 2011」

図- 運動未実施者と実施者の割合

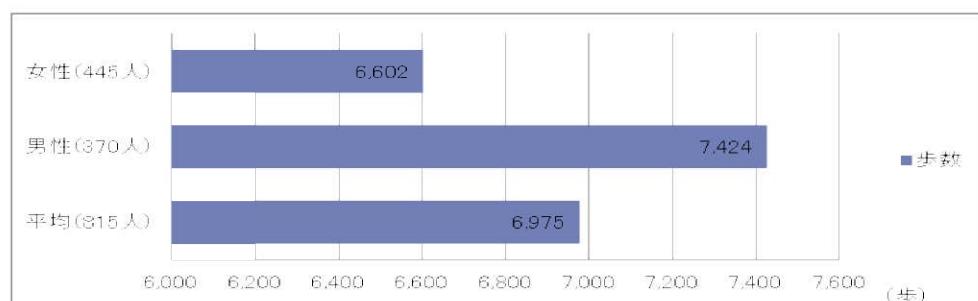


図- 1日の平均歩数

(資料)「SWC 総合特区住民調査 2012」

生活習慣病の発症には地域の近隣環境因子も一定の影響がある

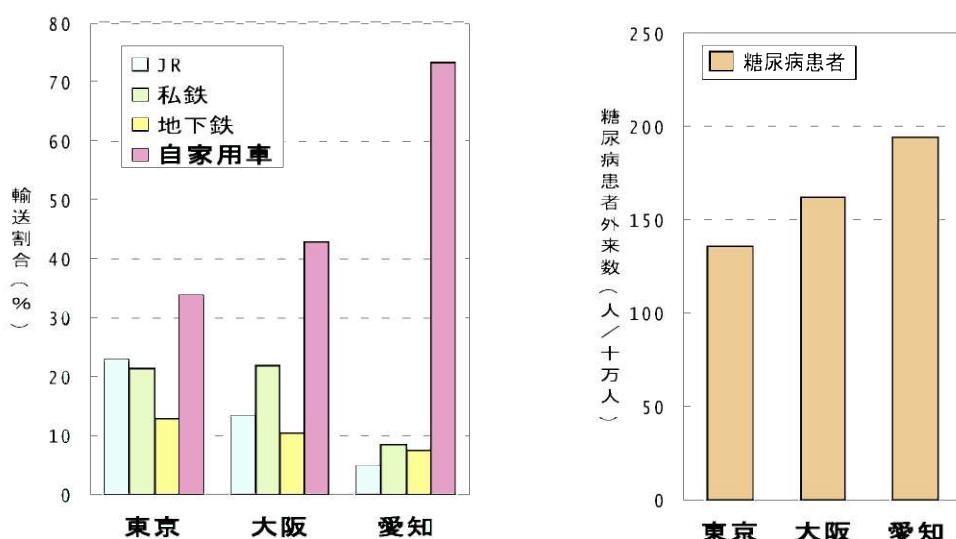


図- 東京・大阪・愛知における自家用車の利用と糖尿病患者数

(資料)為本浩至:肥満と糖尿病, 8:923, 2009 より引用

また、平成25年度に策定した「特定地域再生計画」では、以下のような課題が挙げられています。

本市の将来人口(2040年)は2010年の4.3万人(住民基本台帳人口)から3.1万人に減少すると予測されており、現状のまま推移すると、居住密度も38.3人/haから27.6人/haへと低下することが考えられます。一方で、商業・医療・福祉といった生活サービス施設を維持していくためには、一定の人口規模が必要です。

これらの状況から、本市では以下の検討すべき課題があげられます。

- 現状の市民の生活サービス機能の継続が困難となる恐れ
- 生活サービス施設への自動車利用の拡大
- 生活サービス機能の継続のためには過大な維持費が発生

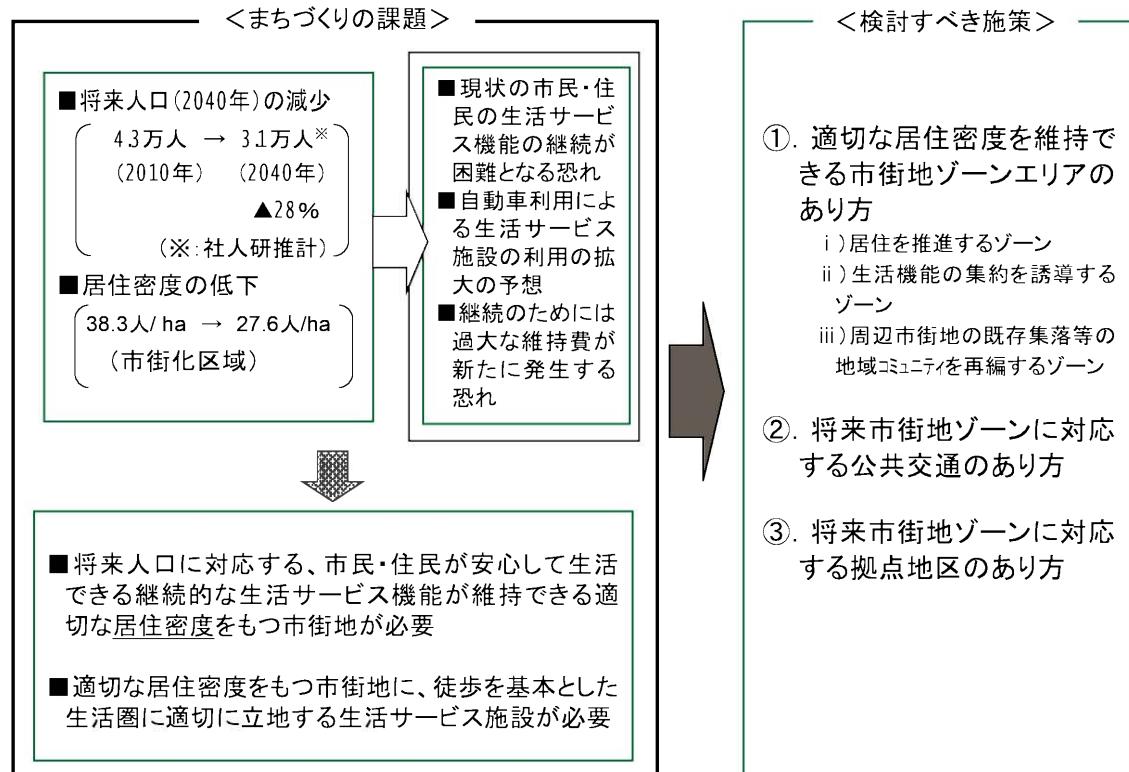
このため、人口が減少しても市民が安心して生活できるよう、継続的に生活サービス機能を維持するために適切な居住密度をもつ市街地が必要です。また、高齢化社会に対応するためには、適切な居住密度をもつ市街地において、徒歩を基本とした生活圏に生活サービス施設が適切に立地していることが必要と考えられます。

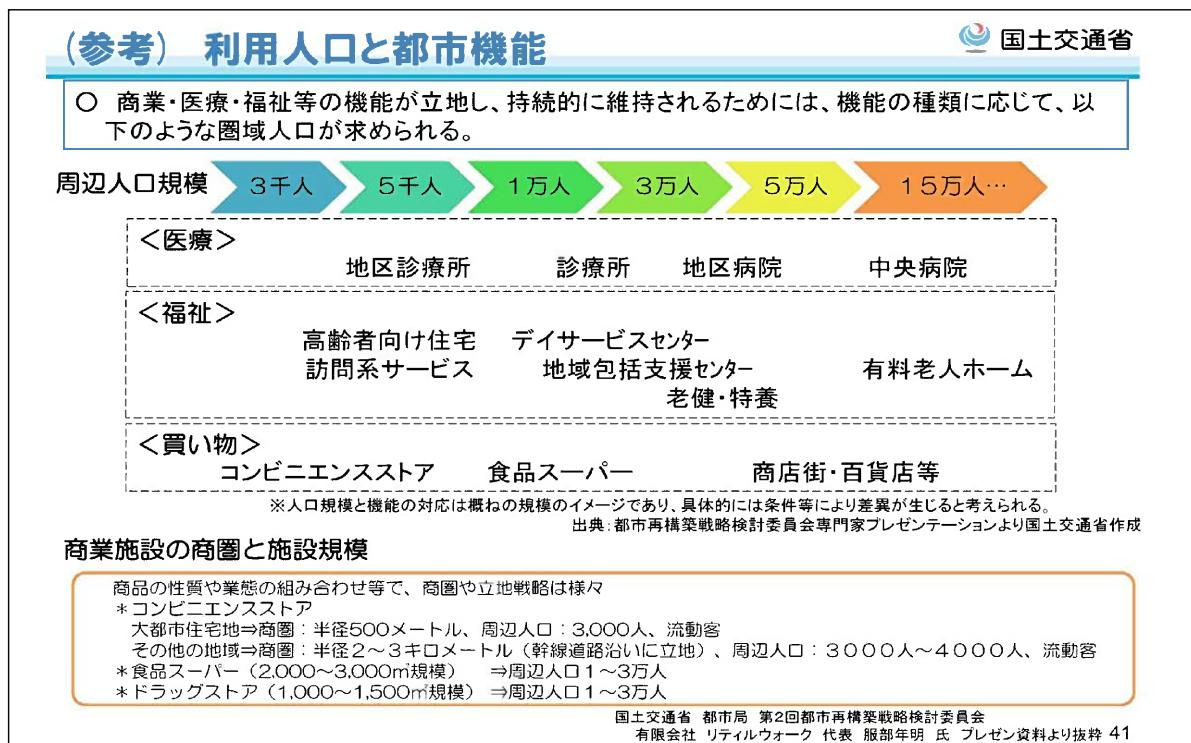
そのためには、

- ①適切な居住密度を維持できる市街地ゾーンエリアのあり方
- ②将来市街地ゾーンに対応する公共交通のあり方
- ③将来市街地ゾーンに対応する拠点地区のあり方

について具体的な施策の検討が必要となっています。

【特定地域再生計画で整理したまちづくりの課題】





例えば、店舗が成立するための1つの基準となる商圈について、コンビニエンスストアは、一般的に半径500mの範囲内に3,000人の人口、つまり、38.2人/haの居住密度が必要と言われています。

居住密度が低下することにより、身近にあった生活サービス施設が撤退し、車を使わなければ利用できなくなる所に移転してしまう恐れがあります。

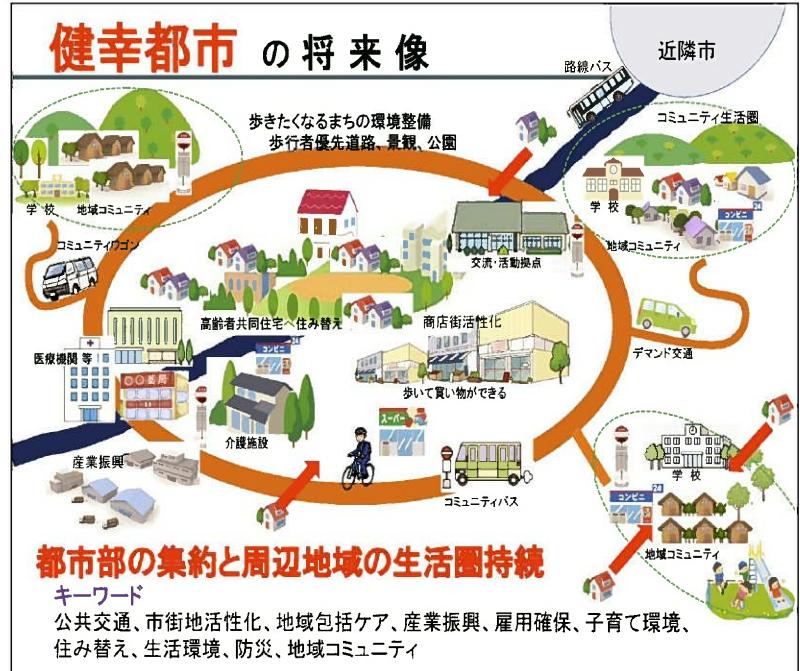
3) 立地適正化計画の必要性

2) で挙げられた課題解決のため、本市では「地方都市の過度の車依存から脱却して、歩いて暮らせる健幸コンパクトシティの形成」を目指し、平成26年度に「地域活性化モデルケース」の選定を受け、「地域再生計画」を策定しました。

地域再生計画では、

- ・コンパクトシティの形成と誘導
 - ・持続可能な集落地域づくり
 - ・地域公共交通の再生
 - ・中心市街地の活性化
 - ・地域包括ケアシステムの構築
 - ・総合的な住み替え施策の推進
- の6つの施策を掲げ、「都市部と村部が持続できる健幸都市」を推進していくこととしています。

この施策の一つである、「コンパクトシティの形成と誘導」を実現するためには、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスターープランとなる立地適正化計画の策定が必要となっています。



図一 健幸都市の将来像

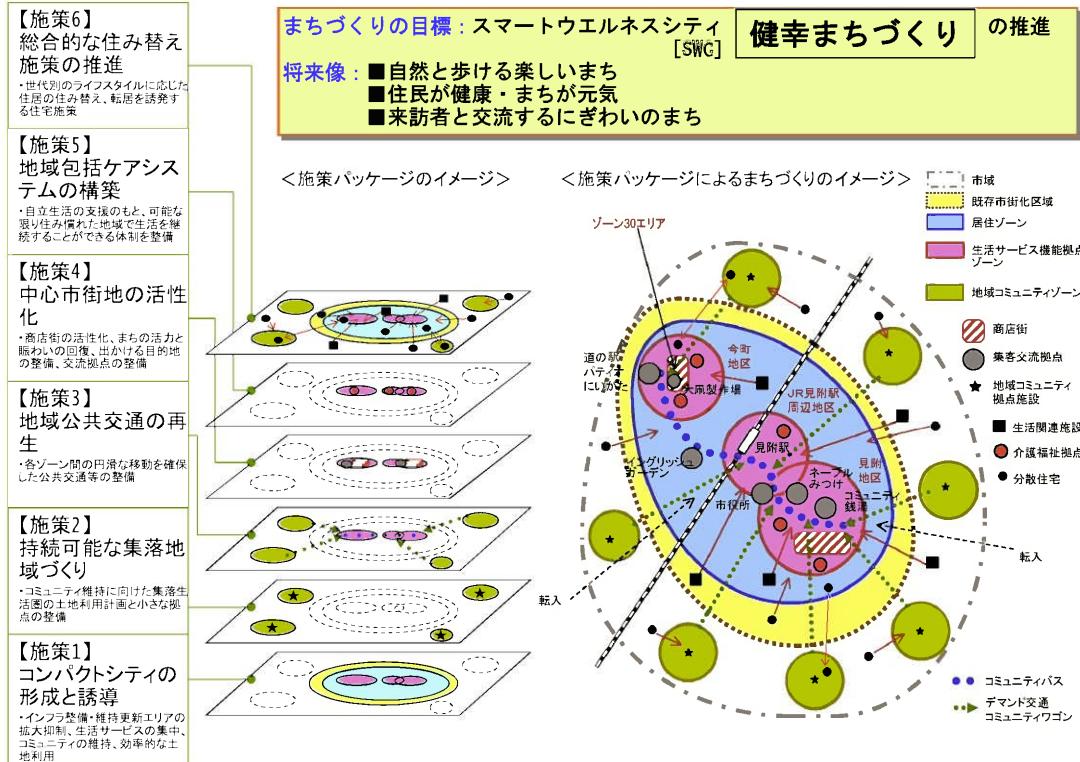


図- 見附市地域再生計画における施策の考え方

4) 立地適正化計画の位置づけと目的

立地適正化計画は、健幸都市の実現に向けて都市の基本的な考え方である都市計画マスタープラン及び地域再生計画を上位計画として以下の手順で検討し、都市構造の明確化、施策の具体化について定めていくことを目的とします。

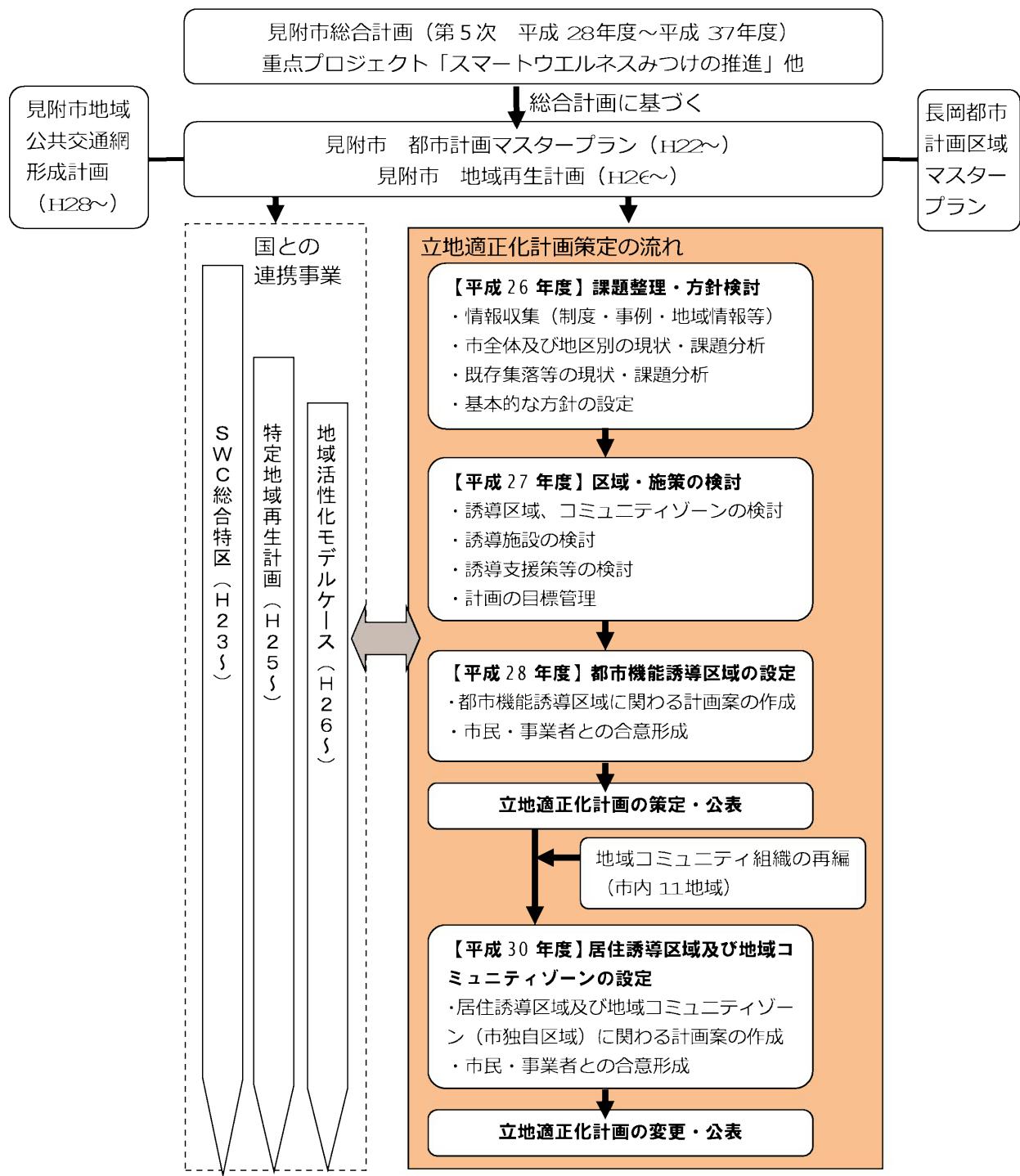


図- 立地適正化計画の位置づけと作業手順

(3) 立地適正化計画の対象区域と計画年次

1) 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項において都市計画区域内とされています。よって、対象区域は都市計画区域全域とします。

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域とします。

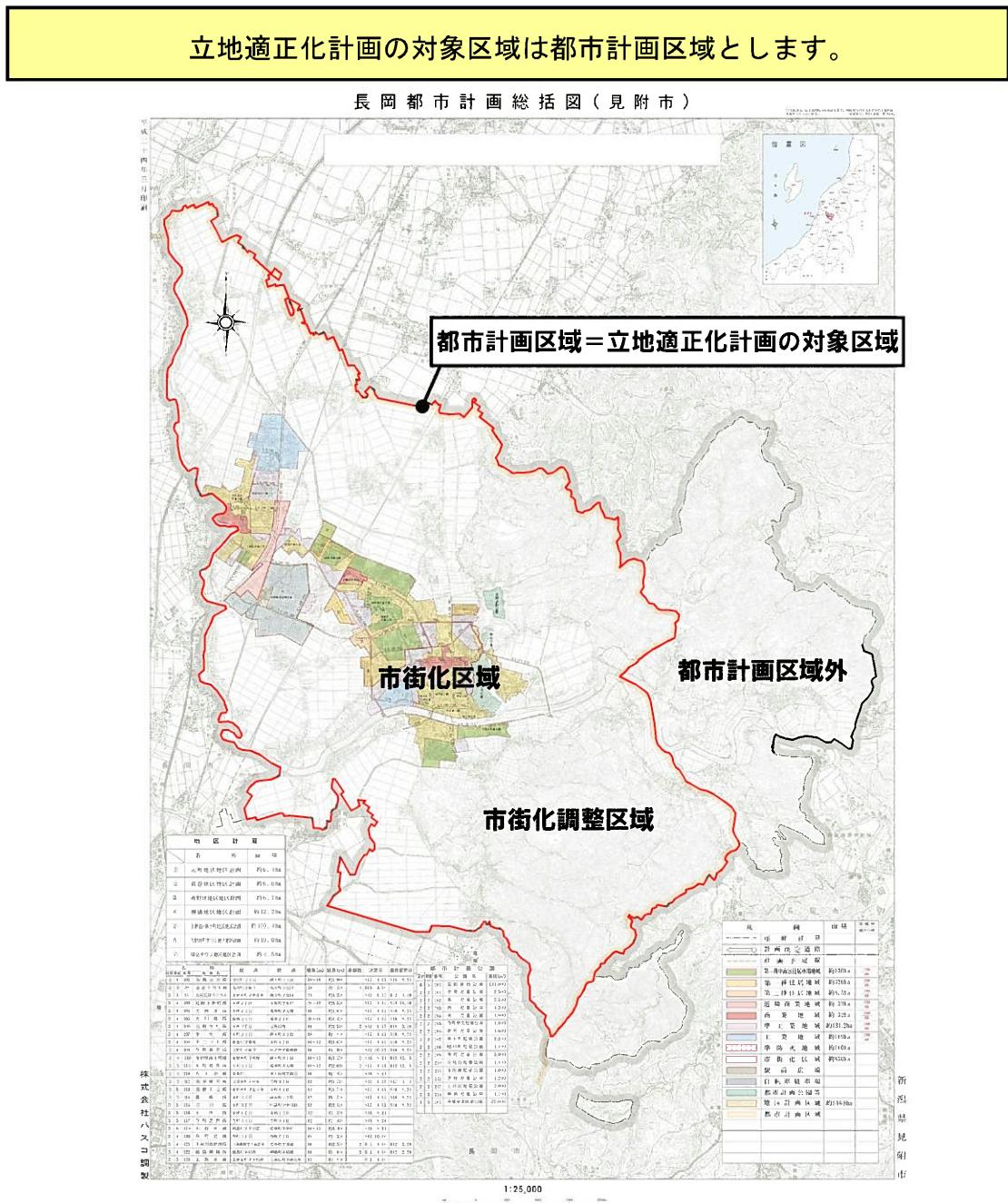


図-長岡都市計画総括図と立地適正化計画の対象区域

2) 計画年次

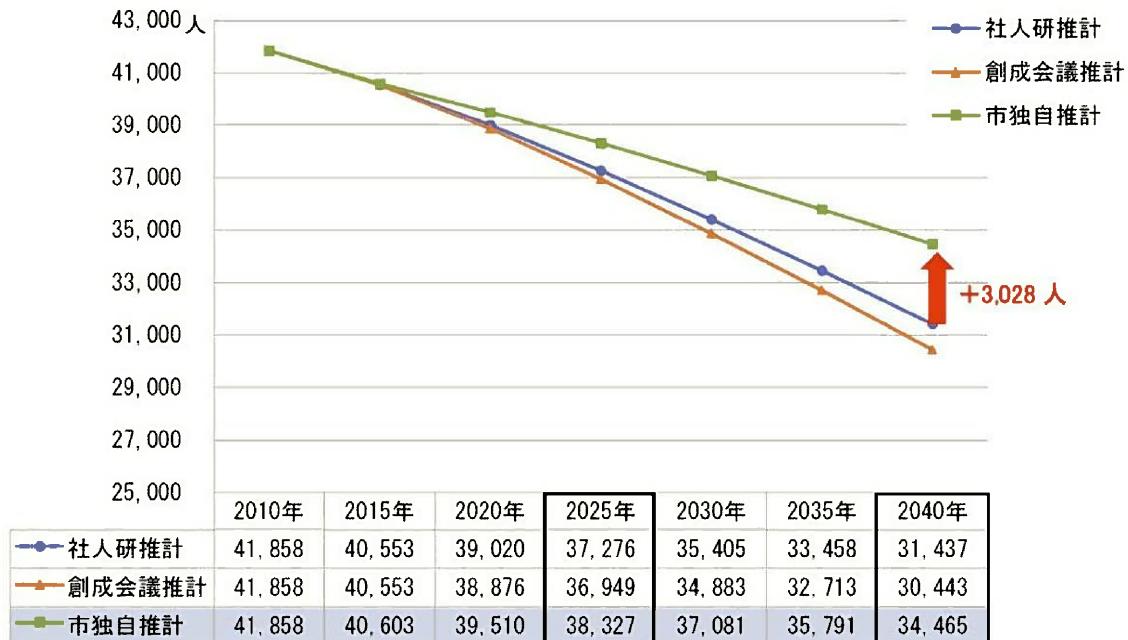
本市では、平成27年9月に2040年までの人口を推計した「見附市人口ビジョン」を策定しました。

また、第8版都市計画運用指針（平成28年9月改訂版 国土交通省）によると、立地適正化計画の検討にあたっては概ね20年後の都市の姿を展望するとされています。

これらを踏まえて、

立地適正化計画の計画年次は2040年（平成52年）とします。

- 2040年 34,465人 (社人研推計人口 +3,028人)
- 2025年 38,327人 (社人研推計人口 +1,051人)



- ・市独自推計では、2040年に34,465人となりました。
- ・社人研推計との比較では、2040年で+3,028人の増加となります。
(年間出生数300人を維持、年間40人の人口純移動数を増加)

図- 市独自推計による人口の長期的な見通し
(出典: 見附市人口ビジョン H27年9月)